不法無線局は法律で罰せられます

電波法令の抜粋・要約

第4条（無線局の開設）
　無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる無線局については、この限りでない。（各号省略）

第39条の13（アマチュア無線局の無線設備の操作）
　アマチュア無線局の無線設備の操作は、次条の定めるところにより、無線従事者でなければ行ってはならない。（以下省略）

第53条
　無線局を運用する場合においては、無線設備の設置場所、識別信号、電波の型式及び周波数は、免許状等に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

第108条の2（罰則）
　電気通信業務又は放送の業務の用に供する無線局の無線設備又は人命若しくは財産の保護、治安の維持、気象業務、電気事業に係る電気の供給の業務若しくは鉄道事業に係る列車の運行の業務の用に供する無線設備を損壊し、又はこれに物品を接触し、その他その無線設備の機能に障害を与えて無線通信を妨害した者は、5年以下の懲役又は250万円以下の罰金に処する。
2　前項の未遂罪は、罰する。

第110条（罰則）
　次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

一　第4条の規定による免許又は第27条の18第1項の規定による登録がないのに、無線局を開設した者

二　第4条の規定による免許又は第27条の18第1項の規定による登録がないのに、かつ、第70条の7第1項、第70条の8第1項又は第70条の9第一項の規定によらないで、無線局を運用した者

五　第52条、第53条、第54条第一号又は第五十五条の規定に違反して無線局を運用した者（以下省略）

第113条（罰則）
　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
十八　第39条第1項若しくは第2項又は第39条の13の規定に違反した者（以下省略）

第114条（罰則）
　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関し、第110条、第110条の2及び第111条から第113条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。（一部要約）

総務省では、不法電波を監視しています。

　総務省では、いつも快適に電波を利用できるよう、不法電波などの取締りを行っています。
　不法電波を発見するために、総務省では電波監視システム「DEURAS（デューラス）」を整備しています。「DEURAS」は全国に設置されたセンサ局や車両に設置されたセンサ局を遠隔操作して、不法電波を探し出す監視システムです。

■ 不法無線局の探査

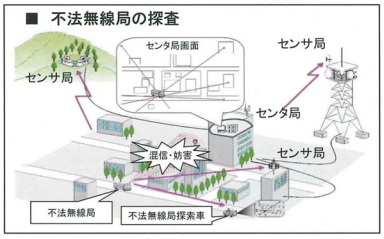

技術基準適合証明のマーク

技適マークは、電波法令で定めている技術基準に適合している無線機であることを証明するマークです。

無線機を購入する際には、ご確認ください。

お問い合わせ先

総務省　九州総合通信局
電波監理部　監視調査課
096-312-8276
https://www.soumu.go.jp/soutsu/kyushu/

総務省 九州総合通信局
https://www.soumu.go.jp/soutsu/kyushu/

あなたや、あなたの会社の無線機は大丈夫ですか？

2022.04

最近、一部の店舗、通信販売業者、インターネット等で、外国規格の無線機が販売されています。その中には、日本の電波法令で定める技術基準に合致せず、使用すると電波法違反になる無線機が多くあり、他の無線局等に妨害を与える場合があります。

総務省では技術基準に合致しないおそれのある無線設備を購入して電波の強さ等の測定を行う取組（無線設備試買テスト）を実施しています。その結果、基準に合致しないことが明らかな無線設備に関する情報を公表しています。
https://www.tele.soumu.go.jp/j/adm/monitoring/illegal/result/index.htm

日本で使用が禁止されている主な外国規格の無線機

FRS及びGMRS（外国規格のトランシーバー）

　国内規格の特定小電力トランシーバーに比べ、安価、通話距離が長い、チャンネル数が多くて便利と宣伝されている。
　防災行政用無線や放送事業用無線等の重要無線通信に妨害を与える場合がある。

ワイヤレスカメラ・ベビーモニター

　国内規格の特定小電力無線局の基準を満たさない外国規格のものは航空保安用無線等の重要無線通信に妨害を与える場合がある。

携帯電話等の通信機能抑止装置（ジャマー）

　携帯電話の呼び出し音等による迷惑防止やセキュリティ対策になると宣伝されている。使用には免許が必要であり、無免許で設置した装置は携帯電話等の重要無線通信に妨害を与える場合がある。

FMトランスミッター

　国内規格の微弱無線局の基準を満たさない外国規格のものは防災行政用無線や港湾業務用無線等の重要無線通信に妨害を与える場合がある。

原則として、電波を発射するには無線局の免許が必要です。

無線機の電源がオフになっていたり、アンテナが外されている状態でも、すぐに電波の発射が可能な状態に復元できる場合は、**電波法違反**となります。

アマチュア無線

アマチュア無線機

無線従事者及び無線局の免許が必要。
無線機を許可なく改造し、ブースターを接続して出力をアップすることや、アマチュア無線で使用が認められている周波数帯以外で送信している。

【不法無線局による主な妨害事例】
・重要な無線通信（警察用、消防用、鉄道用等）を妨害し、人命の安全等に支障を来す。

パーソナル無線

パーソナル無線機

令和３年12月をもって、全ての無線局免許の有効期間が満了しており、技適マークの有無にかかわらず使用することが出来ません。
使用すると不法無線局となりますので、ご注意ください。

【不法無線局による主な妨害事例】
・携帯電話が使用できない。

市民ラジオ（CB無線）

合法CB無線機

不法CB無線機

技適マークがあれば無線従事者の資格及び無線局の免許は必要なし。
改造機は免許状や技適マークの表示があっても不法無線局になります。

⚠不法無線局
送受信機とアンテナが分離。ブースターを接続して１kWを超える電力を送出する不法無線局がある。

【不法無線局による主な妨害事例】
・電話の通話に雑音が入る。テレビの画面、音声が乱れる。
・電子機器（OA機器等）が誤作動。
・漁業用無線が使用できなくなる。